

※今後、内容が変更される場合があります。

群馬県営業時間短縮要請協力金に関するよくある質問（飲食店向け）

目次

【1 時短要請について】	4
Q1-1. 今回の時短要請の根拠は?	4
Q1-2. 営業時間の短縮要請の期間はいつからいつまでか?	4
Q1-3. 時短要請の対象となる店舗は?	4
Q1-4. まん延防止等重点措置区域における重点措置区域の飲食店の要請内容の変更は?	5
Q1-5. 酒の提供自粛、カラオケ設備の利用自粛など、要請内容を一つでも守らないと対象外か?	5
Q1-6. カラオケ店についても時短要請等の対象となるか?	5
Q1-7. イートインスペースがあるスーパーやコンビニは、協力金の対象となるか?	5
Q1-8. ホテル内にてテナントとして入居している飲食店、ホテル・旅館の飲食場所は時短要請の対象か? ...	5
Q1-9. ウェディング専用施設やセレモニーホールは時短要請の対象か?	5
Q1-10. 酒類を提供していない店舗は時短要請の対象外か?	5
Q1-11. 時短要請の対象が酒類を提供する店舗に限定しなくなった理由は何か?	6
Q1-12. 飲食店等が店舗を午後8時に閉店し、以降テイクアウト営業をすることは可能か? ...	6
Q1-13. 重点措置区域外の午後7時までの酒類提供時間の短縮とはどのような意味か?	6
Q1-14. 午後8時までの営業時間短縮は、具体的にどのような状態か?	6
Q1-15. 今回の営業時間短縮の要請は誰に対して行っているのか?	6
Q1-16. 県内に複数店舗を持つ場合、全ての店舗で営業時間を短縮しなければならないか? ...	6
Q1-17. 群馬県「ストップコロナ! 対策認定制度」の認定店の特例は?	6

【2 協力金について】	7
Q2-1. 協力金を支給する趣旨は何か?	7
Q2-2. 個人事業主も支給対象となるか?	7
Q2-3. 大企業も支給対象となるか?	7
Q2-4. いわゆるみなし大企業は、大企業に区分されるのか?	7
Q2-5. 大企業で売上高が減少していない場合、協力金の対象となるか?	8
Q2-6. 協力金の支給額はいくらか?	8
Q2-7. 1日あたりの売上高はどのように計算するのか?	8
Q2-8. 1日あたりの売上を算出する対象月は、年度を統一する必要があるか?	8
Q2-9. 重点措置区域の場合、期間Aと期間Bの支給単価はどうなるのか?	8
Q2-10. 時短要請の全期間について時短しなければ、協力金の対象とならないのか?	8
Q2-11. 元々午後8時以降も営業しているが、要請期間中に休業しても対象となるか?	8
Q2-12. 要請期間前に臨時休業した場合は対象となるか?	8
Q2-13. 5月8日からの要請には応じなかったが、16日から応じれば対象となるか?	9
Q2-14. 元々の営業時間が午後8時までで、要請期間中に休業した場合は対象になるか?	9
Q2-15. 今回の要請前から、完全予約制で午後8時以降も営業している場合は対象となるか?	9
Q2-16. 固定した曜日だけ午後8時以降で営業している店舗は対象となるか?	9
Q2-17. 通常時は午後8時までの営業であるが、予約があった時だけ午後8時を超えて営業する場合がある。この場合、支給対象となるか?	9
Q2-18. 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになるのか?	9
Q2-19. 要請期間前（又は期間中）に廃業した場合は対象となるか?	9
Q2-20. 飲食店営業許可証の有効期限が切れている場合は申請できるか?	9
Q2-21. 時短ではなく、営業時間を前倒しする場合は協力金の対象となるか?	9
Q2-22. 開店して間もないため、前年の売上がない。売上高はどのように算定するか?	10
Q2-23. 店舗において感染防止対策を講じているか否かは支給の要件に含まれるか?	10

【3 申請方法・申請書類について】	11
Q3-1. 申請にあたっての相談先はどこになるか?	11
Q3-2. いつ、どのように申請すればよいか?	11
Q3-3. 申請にあたっては、どのような書類を準備すればよいか?	11
Q3-4. 確定申告書の写しは必ず提出する必要があるのか?	12
Q3-5. 確定申告書は全てのページをコピーしなければいけないのか?	12
Q3-6. 売上帳簿等の写しはいつ時点のものを提出すればよいか?	12
Q3-7. 内観写真は何を撮影すればよいか?	12
Q3-8. 新規開店特例のため確定申告書等の公的書類がない場合、売上高はどのように証明するのか? ..	12
Q3-9. 申請書類はどこで手に入るのか?	13
Q3-10. 期間Aの協力金と期間Bの協力金で2回申請するのか?	13
Q3-11. 合併・法人成り・事業承継した場合、新規開店特例を適用するのか?	13
Q3-12. 営業許可者と申請者が異なる場合も申請は可能か?	13
Q3-13. 6月14日からの要請分は改めて申請が必要か?	13
Q3-14. 運転免許証やマイナンバーカードがない場合、他の書類でも代替可能か? (R3.6.28 追加) ..	13
【4 審査・支給について】	14
Q4-1. 協力金はどのくらいで支払われるのか?	14
Q4-2. 支給決定又は不支給決定となった場合はどのように連絡があるか?	14
Q4-3. 審査の進捗について知りたい。どこに問い合わせればよいか?	14
【5 その他】	14
Q5-1. 協力金は課税対象か?	14
Q5-2. 時短営業の実施状況をどのように確認するのか?	14

【1 時短要請について】

Q 1 - 1. 今回の時短要請の根拠は？

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項及び同法第31条の6第1項に基づき要請しています。

Q 1 - 2. 営業時間の短縮要請の期間はいつからいつまでか？

A. 要請期間は以下のとおりです。

【従前の要請期間】：期間 A

令和3年5月8日（土）午前0時（0:00）から5月15日（土）午後12時（24:00）まで

【まん延防止等重点措置適用後】：期間 B

令和3年5月16日（日）午前0時（0:00）から6月13日（日）午後12時（24:00）まで

※ 感染状況に応じて、期間が延長をされる可能性があります。

Q 1 - 3. 時短要請の対象となる店舗は？

A. 期間によって以下のとおりとなります。

期間 A：5月8日（土）から5月15日（土）まで

食品衛生法の「飲食店営業許可」を受けている店舗のうち、午後8時から午前5時までの時間帯に営業するキャバレー・スナック・ホストクラブ・キャバクラ等の「接待を伴う飲食店」、「カラオケ店」、居酒屋・ファミリーレストラン等の「酒類を提供する飲食店」が対象です。

ただし、コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、キッチンカー、露店営業は対象外となります。

また、ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設についても対象外となります。

期間 B：5月16日（日）から6月13日（日）まで

食品衛生法の「営業許可」を受けている店舗のうち、午後8時から午前5時までの時間帯に営業する飲食店、喫茶店等、遊興施設等（バー、カラオケボックス等を含む）

ただし、コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、キッチンカー、露店営業は対象外となります。

また、ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設についても対象外となります。

なお、大規模施設については「大規模施設等向け よくある質問」をご覧ください。

Q 1 - 4. まん延防止等重点措置区域における重点措置区域の飲食店の要請内容の変更は？

A. 重点措置区域の飲食店に対しては、「酒類の提供」と「カラオケ設備の利用（主として飲食サービスを提供する飲食店のみ）」のいずれも終日行わないことが新たに追加されました。

なお、以下の項目については同様です。

- ・午後8時までの時短営業（お客様に退店していただくこと）
- ・適切な感染防止対策を講じること。

Q 1 - 5. 酒の提供自粛、カラオケ設備の利用自粛など、要請内容を一つでも守らないと対象外か？

A. 要請内容の全てに協力していただいていることが協力金の支給要件です。

要件が一つでも満たされていない場合、協力金は支給されません。

Q 1 - 6. カラオケ店についても時短要請等の対象となるか？

A. 飲食店営業許可を受けているカラオケ店についても時短要請の対象となります。

なお、飲食を主たる業としていない店舗は、カラオケ設備の提供の自粛要請の対象外となります。

Q 1 - 7. イートインスペースがあるスーパーやコンビニは、協力金の対象となるか？

A. 営業時間短縮の要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q 1 - 8. ホテル内にてテナントとして入居している飲食店、ホテル・旅館の飲食場所は時短要請の対象か？

A. 午後8時以降の営業を前提として、以下の点が確認できる場合には対象となります。

- ① 飲食提供専用スペースとして明確に区分されていること
- ② 宿泊者以外の一般客の利用が可能であり、その旨を宣伝・広報等していること

Q 1 - 9. ウェディング専用施設やセレモニーホールは時短要請の対象か？

A. 結婚式場、葬儀場等の施設が、当該施設の本来の目的で利用するお客様のみ飲食を提供する場合は対象外となります。

例) 施設内でのディナー営業等、不特定多数の方に飲食を提供する場合 ⇒ 対象となります。

結婚式又は葬祭等で利用する方のみ飲食を提供する場合 ⇒ 対象外です。

Q 1 - 10. 酒類を提供していない店舗は時短要請の対象外か？

A. 酒類を提供しない店舗であっても、午後8時以降の営業を対外的に周知しており、要請期間中に午後8時以降の営業を自粛した場合対象となります。

Q 1 - 1 1. 時短要請の対象が酒類を提供する店舗に限定しなくなった理由は何か？

A. 県内10市町に対し、まん延防止等重点措置を適用したことから、酒類を提供する飲食店等に限定することなく、対象施設に午後8時以降の営業自粛を要請することとしました。

Q 1 - 1 2. 飲食店等が店舗を午後8時に閉店し、以降テイクアウト営業をすることは可能か？

A. 施設内で飲食をしないテイクアウト（デリバリー）のみであれば、午後8時以降も営業していただいて構いません。

Q 1 - 1 3. 重点措置区域外の午後7時までの酒類提供時間の短縮とはどのような意味か？

A. 酒類のオーダーストップを午後7時までにしていただくことです。

Q 1 - 1 4. 午後8時までの営業時間短縮は、具体的にどのような状態か？

A. 午後8時には閉店し、中にお客様がいない状態にあることをいいます。
片付けや閉店準備のため従業員がやむを得ず残る場合を除き、午後8時までに閉店できるようにラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。

Q 1 - 1 5. 今回の営業時間短縮の要請は誰に対して行っているのか？

A. 飲食店営業許可を受けた方（名義人）に対して要請を行っています。
従いまして、協力金の申請についても飲食店営業許可を受けた方（名義人）が申請するようお願いいたします。

Q 1 - 1 6. 県内に複数店舗を持つ場合、全ての店舗で営業時間を短縮しなければならないか？

A. 営業時間短縮の要請対象となる全ての店舗に対して営業時間短縮に協力をお願いしています。

Q 1 - 1 7. 群馬県「ストップコロナ！対策認定制度」の認定店の特例は？

A. 5月16日からのまん延防止等重点措置（重点区域、その他区域）においては、「ストップコロナ！対策認定制度」認定店の特例はありません。それぞれの区域での要請にご協力をお願いします。

【2 協力金について】

Q 2 - 1. 協力金を支給する趣旨は何か？

A. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県からの時短要請に応じていただいた事業者の皆様
の協力に対して支給するものです。営業時間短縮に対する営業補償ではありません。

Q 2 - 2. 個人事業主も支給対象となるか？

A. 対象となります。(中小企業と同様に扱います)

Q 2 - 3. 大企業も支給対象となるか？

A. 対象となります。大企業の場合、支給額の算定方法が「売上高減少方式」に限定されます。

Q 2 - 4. いわゆるみなし大企業は、大企業に区分されるのか？

A. 中小企業基本法上にはいわゆる「みなし大企業」の規定はありませんが、本協力金の申請にあたっては、以下のいずれかに該当企業については、大企業に区分します。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (6) 申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

<参考> 中小企業基本法の区分

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

Q 2 - 5. 大企業で売上高が減少していない場合、協力金の対象となるか？

A. 売上高が減少していない場合は申請できません。

Q 2 - 6. 協力金の支給額はいくらか？

A. 店舗の売上額に応じて異なります。詳細は県ホームページをご覧ください。

Q 2 - 7. 1日あたりの売上高はどのように計算するのか？

A. 1日あたりの売上高は以下のとおり計算します。

期間 A (5/8 ~5/15) ⇒ (前年又は前々年の5月の売上高合計 ÷ 31日)

期間 B (5/16~6/13) ⇒ (前年又は前々年の5月及び6月の売上高合計 ÷ 61日)

Q 2 - 8. 1日あたりの売上を算出する対象月は、年度を統一する必要があるか？

A. 参照年度は統一してください。

「前年の5月の売上高と前々年の6月の売上高」や「前々年の5月の売上高と前年の6月の売上高」に基づく計算は不可とします。

Q 2 - 9. 重点措置区域の場合、期間 A と期間 B の支給単価はどうなるのか？

A. 期間 A (5月8日から5月15日まで) はその他区域の支給単価となり、期間 B (5月16日から6月13日まで) は、重点措置区域の支給単価が適用されます。

詳細は県ホームページをご覧ください。

Q 2 - 10. 時短要請の全期間について時短しなければ、協力金の対象とならないのか？

A. 時短要請の全期間において、営業時間短縮をする場合、協力金の支給対象となります。

仕入先等関係者との調整、従業員の配置調整その他やむを得ない事情がある場合には、期間 A については5月11日(火)までに、期間 B については5月19日(水)までに営業時間短縮等を開始していれば、開始日前日までの日数分を減額して協力金を支給します。

なお、5月20日(木)以降に時短営業等を開始した場合は、協力金を支給できません。

Q 2 - 11. 元々午後8時以降も営業しているが、要請期間中に休業しても対象となるか？

A. 要請対象となる店舗が時短営業ではなく休業した場合も、協力金の対象となります。

Q 2 - 12. 要請期間前に臨時休業した場合は対象となるか？

A. 新型コロナウイルスの影響によらない長期的な休業と判断される場合は、県の要請に従って行う休業ではないため、協力金の対象となりません。

Q 2 - 1 3. 5月8日からの要請には応じなかったが、16日から応じれば対象となるか？

A. 期間 A (5月8日から15日まで) の要請と期間 B (5月16日から6月13日までの要請は、要請内容が異なりますので、期間 B からの要請に応じていただければ対象となります。

Q 2 - 1 4. 元々の営業時間が午後8時までで、要請期間中に休業した場合は対象になるか？

A. 支給対象となりません。今回の要請より前に、午後8時から午前5時までの間に営業しており、今回の要請を受けて営業時間の短縮又は休業を行った店舗が対象となります。

Q 2 - 1 5. 今回の要請前から、完全予約制で午後8時以降も営業している場合は対象となるか？

A. ホームページや SNS など、営業時間を対外的に周知している場合は対象となります。

Q 2 - 1 6. 固定した曜日だけ午後8時以降で営業している店舗は対象となるか？

A. 曜日を固定して日常的に営業している場合は、対象となります。
ただし、その旨をホームページや SNS など、対外的に周知している必要があります。

Q 2 - 1 7. 通常時は午後8時までの営業であるが、予約があった時だけ午後8時を超えて営業する場合がある。この場合、支給対象となるか？

A. 時短要請の対象となる営業時間の「通常時」は、対外的に告知されている営業時間で判断させていただきます。通常の営業終了時刻が午後8時を越えている店舗でなければ対象外です。

Q 2 - 1 8. 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになるのか？

A. 時短要請に全面的に協力いただいている店舗であれば、定休日であっても、協力金を減額することはありません。

Q 2 - 1 9. 要請期間前 (又は期間中) に廃業した場合は対象となるか？

A. 全期間時短要請に応じたとは言えないため、対象外です。

Q 2 - 2 0. 飲食店営業許可証の有効期限が切れている場合は申請できるか？

A. **失効している場合は対象になりません。**

時短営業開始日より前から有効で、かつ時短要請期間の全てを通して許可を得ている場合に対象となります。(遡及での協力金支給は認められませんのでご了承ください)

Q 2 - 2 1. 時短ではなく、営業時間を前倒しする場合は協力金の対象となるか？

A. 営業時間をずらして午後8時までに営業を終わらせていただく場合も、協力金の対象となります。(例：午後6時から午後11時までの営業を、午後3時から午後8時に変更)

Q 2 - 2 2. 開店して間もないため、前年の売上がない。売上高はどのように算定するか？

A. 新規開店特例を設けます。開店日から時短営業開始日の前日までの売上高を基準に、1日あたりの売上高を計算してください。

Q 2 - 2 3. 店舗において感染防止対策を講じているか否かは支給の要件に含まれるか？

A. 適切な感染防止対策の実施が要請されていますので、対策を講じていただくことが支給要件となります。

申請にあたっては、当該措置が取られているかを確認できる書類を求める予定です。

【飲食店等の感染防止対策】

- ・ 入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導
- ・ 発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場制限
- ・ アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ マスク着用の呼びかけ
- ・ 換気の徹底

【3 申請方法・申請書類について】

Q 3-1. 申請にあたっての相談先はどこになるか？

A. 以下のコールセンターへお電話でお問い合わせください。

群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター

0570-077-370（9時から17時 平日・土日祝）

Q 3-2. いつ、どのように申請すればよいか？

A. 申請受付期間は、6月28日（月）から8月6日（金）までです。

申請方法については、オンライン申請と郵送申請の受付を予定しています。詳細については後日、県ホームページ等でお知らせします。

Q 3-3. 申請にあたっては、どのような書類を準備すればよいか？

A. 後日、県ホームページ等でお知らせしますが、現時点で以下のような書類を想定していますので準備をお願いします。

申請にあたっての添付書類（予定）

- ・ 交付申請書・誓約書
- ・ 振込先の通帳(見開き部分)等の写し
- ・ 本人確認書類の写し
- ・ 食品衛生法に基づく、飲食店の営業許可の写し（対象期間中、有効なもの）
- ・ 店舗の外観・内観がわかる写真等（内観写真については感染症対策の状況が確認できるもの。）

（※）主な対策例

- ・ 店舗入口等での手指用消毒液の設置
- ・ 飛沫・接触感染防止対策（座席間隔の確保、アクリル板の設置等）
- ・ 食事中以外はマスク着用を呼びかける掲示
- ・ 要請期間中の全期間で営業時間を短縮等(または終日休業)したことがわかる資料(張り紙の写真など)
- ・ 売上高が確認できるもの
今年の5月及び6月の売上高台帳等の帳簿の写し【売上高減少方式の場合のみ】
前年又は前々年の5月及び6月の売上台帳等の帳簿の写し【売上高方式※、売上高減少方式】
(※売上高方式で下限以下の場合、売上高確認書類は不要)

<法人>

法人税の確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書（月別売上高）の控え等

<個人>

所得税の確定申告書第一表の控え、青色申告決算書（月別売上高）の控え等

Q 3 - 4. 確定申告書の写しは必ず提出する必要があるのか？

A. **売上高方式において、下限額で申請する場合は提出不要です。**

Q 3 - 5. 確定申告書は全てのページをコピーしなければいけないのか？

A. 以下の書類を御提出ください。

【法人の場合】

- ・ 法人税確定申告書別表一の控え
- ・ 法人事業概況説明書（両面）

【個人の場合】

- ・ 所得税の確定申告書第一表の控え（青色申告、白色申告）
- ・ 所得税青色申告決算書（1枚目、2枚目）（青色申告の場合のみ）

Q 3 - 6. 売上帳簿等の写しはいつ時点のものを提出すればよいか？

A. 協力金の算定に使用した年月のものを提出してください。

具体的には以下のとおりです。

期間 A ⇒ 令和 2 年（2020 年）又は令和元年（2019 年）5 月の売上帳簿

期間 B ⇒ 上記と同年の 5 月及び 6 月の売上帳簿

なお、売上高減少方式の場合は、令和 3 年（2021 年）の売上帳簿も必要です。

Q 3 - 7. 内観写真は何を撮影すればよいか？

A. 適切な感染防止対策を行っていることが分かるよう、複数枚提出してください。

（主な対策例）

- ・ 店舗入口等での手指用消毒液の設置
- ・ 飛沫・接触感染防止対策（座席間隔の確保、アクリル板の設置等）
- ・ 食事中以外はマスク着用を呼びかける掲示

Q 3 - 8. 新規開店特例のため確定申告書等の公的書類がない場合、売上高はどのように証明するのか？

A. 前年または前々年に所得税の確定申告義務がなかった個人事業者については、住民税の申告書の控えなどの代替書類により、売上高を確認します。

Q 3 - 9. 申請書類はどこで手に入るのか？

A. 県ホームページ上で入手できるほか、県行政県税事務所、各市町村や商工団体等の窓口での配布を予定しています。詳細は、後日県ホームページ等でお知らせします。

Q 3 - 1 0. 期間 A の協力金と期間 B の協力金で 2 回申請するのか？

A. 期間 A（5 月 8 日から 1 5 日まで）と期間 B（5 月 1 6 日から 6 月 1 3 日まで）の時短要請に係る協力金は、一括して受付を行います。

Q 3 - 1 1. 合併・法人成り・事業承継した場合、新規開店特例を適用するのか？

A. 合併等の前後で事業の継続性が認められる場合（店舗名や所在地の変更等がない等）、合併前の売上高を基に申請が可能です。その際は、以下のような書類を提出してください。

合併の場合・・・履歴事項全部証明書

法人成りの場合・・・履歴事項全部証明書、法人設立届出書

事業承継の場合・・・個人事業の開業・廃業届

一方、事業の継続性が認められない場合には、新規開店特例を適用してください。

Q 3 - 1 2. 営業許可者と申請者が異なる場合も申請は可能か？

A. 原則として、営業許可者に申請していただきます。

なお、転居、結婚等による改姓、相続、法人名変更、法人合併・分割などにより、営業許可書に記載されている住所・氏名・法人名が申請者と異なる場合には、名義が異なる経緯を確認できる書類のコピーを添付してください。（戸籍謄本、法人設立届、法人登記事項証明書など）

Q 3 - 1 3. 6 月 1 4 日からの要請分は改めて申請が必要か？

A. 6 月 1 4 日から 6 月 2 0 日までの時短要請に係る協力金は、別途申請が必要です。申請方法等の詳細は、後日、県ホームページ等でお知らせします。

Q 3 - 1 4. 運転免許証やマイナンバーカードがない場合、他の書類でも代替可能か？（R3.6.28 追加）

A. 健康保険証の写しでも代替可能とします。

【4 審査・支給について】

Q 4 - 1. 協力金はどのくらいで支払われるのか？

- A. 申請書類の受理から、概ね1ヶ月程度で指定の口座に振り込む予定です。
なお、申請書等に不備がある場合や、全体の申請件数によっては別途期間を要しますので、予めご了承ください。

Q 4 - 2. 支給決定又は不支給決定となった場合はどのように連絡があるか？

- A. 「審査事務局」から支給決定又は不支給決定に関する通知を発送します。

Q 4 - 3. 審査の進捗について知りたい。どこに問い合わせればよいか？

- A. 以下のコールセンターへお電話でお問い合わせください。

群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター

0570-077-370（9時から17時 平日・土日祝）

【5 その他】

Q 5 - 1. 協力金は課税対象か？

- A. 時短要請協力金は事業所得に区分されるため、課税対象であると考えられます。
詳細は、お近くの税務署へご確認ください。

Q 5 - 2. 時短営業の実施状況をどのように確認するのか？

- A. 時短営業の実施状況は、協力金の申請時に、時間短縮を告知いたことがわかる写真やHP、SNS等で告知している写真を申請時に提出していただくことで確認するほか、要請期間中には、適宜、見回りを行っていきます。